

滋賀県農村振興課 Instagram 利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県農村振興課が Instagram を県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Instagram

Instagram, LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) アカウント

個人や企業などが、Instagram サービスを利用するために取得した権利およびユーザーネームをいう。

(3) 公式アカウント

農村振興課が運用する次のアカウントをいう。

ユーザーネーム：shiganouson

アドレス：<https://www.instagram.com/shiganouson/>

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、農村振興課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。ただし、運用管理者が公式アカウントへの投稿を、期間を定めて委託する場合は、当該公式アカウントの投稿を受託した者が行うことができる。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 農村振興課の取り組みや、滋賀の農業農村の魅力等の発信に資する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 農村振興課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項は農村振興課長が別に定める。

付 則

本要領は、平成 31 年 2 月 26 日から施行する。